

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大塔あすなろ会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等といふ。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費・日当を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、役職手当が支給されている役員等に対しては、第2条第4号及び第5号はどちらか一方のみとする。また、役員慰労金は職員が役員を兼務している場合、その職員が定年を迎えた翌日を算定開始の基準日とする。

- (1) 常勤の理事報酬(退職慰労金を含む)
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額とする。
 - (2) 賞与については、別表第2に定める額とする。
 - (3) 退職慰労金については、別表第3に定める算式により算出される額とする。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第5に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員就業規則第76条に準じて支給する。
 - (2) 賞与については、職員就業規則第70条に準じて支給する。
 - (3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

別表第1(理事長及び常勤の理事の報酬)

役員名	報酬の額
理事長	月額 375,000円
常勤理事	月額 250,000円

別表第2(理事長及び常勤の理事の賞与)

賞与支給月	支給基準
6月	(職員給与+役員報酬)×1.5ヶ月分
12月	(職員給与+役員報酬)×1.5ヶ月分

別表第3(常勤の理事の退職慰労金算定式)

最終報酬月額×在任年数

※ 上記在任年数は1ヶ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

別表第4(非常勤の役員の報酬)

(1)理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(2)監事

	日額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表第5(評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。(注)改正法附則第20条参照

この規程は、令和2年6月15日から施行し、改正後の(第3条役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、役職手当が支給されている役員等に対しては、第2条4項5項はどちらか一方のみとする。また役員慰労金は職員が役員を兼務している場合、その職員が定年を迎える職員俸給が停止となった翌日を算定開始の基準日とする。)は令和2年6月1日から適用する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年11月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。